

関東大震災における災害被災地の復原―鎌倉を例として― Reconstruction of Damaged Area by Kanto-Earthquake; A Case Study of Kamakura

赤石 直美*¹
Naomi AKAISHI

1. はじめに

本研究の目的は、関東大震災の被災地域の分析について、土地台帳を用いた研究の可能性を検討することである。特にここでは、神奈川県鎌倉市を対象として報告する。

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの予想をはるかに超える大規模な地震となり、多くの人命が奪われた。想定外とはいえ、三陸海岸とその周辺はこれまで幾度も地震とその後に発生した津波による被害を受けてきたことは言うまでもない。

津波に関わらず、災害の多い日本はこれまで度々災害を経験し、それを乗り越えてきた歴史がある。そういった過去の経験はどのように活かされるべきか。災害発生後、それまでの防災対策の在り方や、予知の可能性の有無といったことが問われつつ、記録された様々なデータ類の分析を通じて、災害の規模や発生メカニズムなどその全容が明らかにされる。工学や自然科学的な立場では、それらを参考に災害を防ぐ方法や予知手段の開発に心血が注がれていく。しかしながら、災害で被災者した人々は、日が経つにつれ現状を直視し、これからの毎日の生活の立て直しを図っていかなければならない。災害の規模に違いはあれ、人々は災害を経験するたびに荒れた土地を復旧し、さらに復興を成し遂げてきた。災害発生直後の混乱の後、生活の危機を乗り越えていかなければならない被災者たちの、その短期的あるいは長期的な時間の経過、復旧・復興過程にも、災害と向き合っていく知恵、教訓があろう。

人文科学からの災害史研究として近年求められているのは、そういった社会や人間生活の回復は災害後にいかに果たされたのかといった、災害に直面する人間や社会のあり方を究明することにある¹⁾。すなわち、単に災害被災地域を復原し、それをもとに災害を防ぐ手立てを検討するだけではなく、災害からの復旧過程についても言及する必要がある。本稿もまた、災害への対応や復旧といった面に着目する。

2. 土地台帳における免租の記録

災害からの復旧を検討するに当たり、本稿は土地一筆毎の所有状況という極めて詳細なレベルの経済状況を分析できる土地台帳と地籍図を活用する。

明治維新以降税体系が変遷するなか、土地一筆毎の権利関係や土地の実態を記録する課税台帳として土地台帳が整備された。歴史地理学では、過去の景観を復原する際、明治初期の地租改正を経て整備された土地台帳(旧土地台帳)と土地台帳付属地図(いわゆる公図)が利用さ

*1 立命館大学衣笠総合研究機構ポスドクトラルフェロー

れてきた。土地台帳には土地所有者や地価、地目が記されている。その変更履歴を追うことで、地形図からは把握できない一筆毎という極めて詳細なレベルで土地利用や土地所有形態が明示されてきた²⁾。

この土地台帳の沿革欄を概観すると、時折「荒地免租」という記述に遭遇する。「荒地免租」とは有租地が荒地となった場合、一定の期間に限って地租を免除する際に使われた用語とされる³⁾。1884(明治17)年3月15日に公布された地租に関する法律である地租条例によると、その際の荒地とは「第一類地又ハ第二類ノ山崩、川欠、押堀、石砂入、川成、海成、湖水成等ノ如キ天災ニ罹リ地形ヲ変シタルモノ」と定義されている。すなわち、荒地とは自然災害により被害を受けた土地であり、荒地免租とは自然災害で被災した土地の地租を免租するという理解される。このように、明治政府は自然災害で被災した土地に対して地租を免除すると定めていたのである。後の1931(昭和6)年3月31日に公布された地租法においても、第二章の土地の移動に関する部分の第五節に、荒地免租についての記述がある。第五十四条に「本法ニ於テ荒地ト称スルハ災害ニ因リ地形ヲ変ジ又ハ作土ヲ損傷シタル土地ヲ謂フ」とされている。これは、地租条例と同様のことを指しているといえる。

そこで、この免租の記録が土地台帳に記されていることに着目し、土地台帳と地籍図を用いた景観復原方法を応用すれば、免租地から水害による被災地を土地一筆という極詳細なレベルで復原することが可能となろう。また、免租期間からおよその災害復旧期間を知ることができると推察される⁴⁾。

荒地免租について、地租条例の解釈運用を目的として1886(明治19)年に大蔵省主税局が編纂した『地租便覧』にさらに詳細な記述がある⁵⁾。地租便覧における荒地の定義は、「「山崩」トハ風雨震災等ノ第一類地、二類地ヘ山崩レ落チタルモノ「川欠」トハ川端ノ地、川ニ欠ケ込ミタルモノ「押堀」トハ出水ノ為メ土地ノ掘レテ凹処ヲ生シタルモノ「石砂入」トハ石砂ノ流れ込ミタルモノ「川成」「海成」「湖水成」トハ洪水又ハ風潮ノ為メ川トナリ海トナリ湖トナリタルモノヲ謂フ」であり、地租条例よりも具体的な荒地に関する説明がなされていた。この免租の申請は、有租地が自然災害によって荒地となった場合、土地所有者が免租年期を出願し、それに基づいて、損害の程度や復旧の難易度などから年期が認定され、荒地免租の取り扱いとされた。届出の内容に基づき検査員による原地調査が行われ、免租の期間が定められた。

ただし、自然災害で被害を受ければ、いかなる土地でも免租の対象となったのかというと、そうではなかった。『地租便覧』には、「沿海ノ耕宅地等怒濤逆浪ノ為メ家屋ヲ流失スルカ又ハ汐入トナリテ作物悉ク腐敗ト雖地形ヲ變セサルモノハ荒地トシテ免租スルノ限ニ非ラス」と記されている。免租の対象となるか否かは、自然災害によって地形が変えられたことが条件となっていた。すなわち、洪水によって家屋が破壊され流された、あるいは浸水のため作物が腐敗してしまっても、土地が原型をとどめていれば、免租の対象とはならなかったと考えられる。

以上のように、地租条例、地租便覧、そして地租法から、土地が自然災害の被害を受けた場合、荒地免租と称し被害の程度に応じて一定の期間のみ地租が免除される仕組みとなっていた。本稿は、それら土地台帳における荒地免租の記述に着目し、災害被災地域の復原をはじめとする

災害史研究の可能性を検討する。

3. 関東大震災時の鎌倉市における被害

本稿は、土地台帳を基にした災害研究を試みるが、近代日本で発生したいくつかの災害のうち、濃尾地震(1891 年)、琵琶湖大水害(1896 年)、十勝岳噴火(1923 年)、昭和三陸大津波(1933 年)、京都市大水害(1935 年)については、いくつかの地域について災害による免租記録を確認した。ここでは、我が国の自然災害史上最悪の災害である関東大震災を対象とし、なかでも、神奈川県鎌倉町を対象とする。

1923(大正 12)年 9 月 1 日に発生した関東大震災については、地震後に発生した大火災による東京での被害があまりに大きかったことから、東京での被災が注目されがちである。しかし、震源域は相模湾中心であり、神奈川県から千葉県南部にまでの広い範囲で震度 7 や震度 6 強を観測したとされる⁶⁾。関東大震災での死者は約 10 万 5 千人と推定されており、そのうち火災による死者が約 9 万 2 千人であった(表 1)。そして、住宅密集地域であった東京府での火災による死者は約 7 万人と圧倒的に多かったことから火災による被害が注目された。一方、激震による住宅の全潰による死者は約 1 万 1 千人であった。地域別にみると、震源直下で震度 7 の激震地区を広くもつ神奈川県がその約半数を占めていた。さらに、関東大震災では津波も発生しており、死者は約 200～300 人と推定されており、神奈川県における被害も甚大であった。

表 1 関東大震災における原因別死者数

府県	要因別死者数推定値				死者合計
	全潰	焼失	流失・埋没	工場などの被害	
神奈川県	5795	25201	836	1006	32838
東京府	3546	66521	6	314	70387
千葉県	1255	59	0	32	1346
埼玉県	315	0	0	28	343
山梨県	20	0	0	2	22
静岡県	150	0	171	123	444
合計	11081	91781	1013	1505	105380

(武村(2005)、p16 表 2 を参考に作成)

神奈川県の中なかでは、横浜市における被害が最も大きかったが、その他、小田原市や土砂災害が発生し、また相模湾では津波も発生し多くの人命が失われた。そして、建物の倒潰、火災による焼失、津波による流失という三重の被害を受けたのが鎌倉町であった。

関東大震災による鎌倉の被害について、鎌倉市史を参考にまとめてみたい⁷⁾。鎌倉町では突如襲った大地震により町内約 4 千戸の家屋、土蔵が殆ど倒潰したとされ、また町内各所から出火

したものの、井戸の埋没や道路の損潰により消防活動が阻まれた結果、町の中心部を焼失した。また、余震が発生したことも被害と混乱を大きくし、さらに前後2回にわたる津波が襲来した。津波の被害を受けたのは、沿岸部の乱橋材木座、長谷新宿、坂ノ下地域で船舶や家屋の多くを流失した(図1)。第2波の波高は約9~10mにおよんだといわれている。

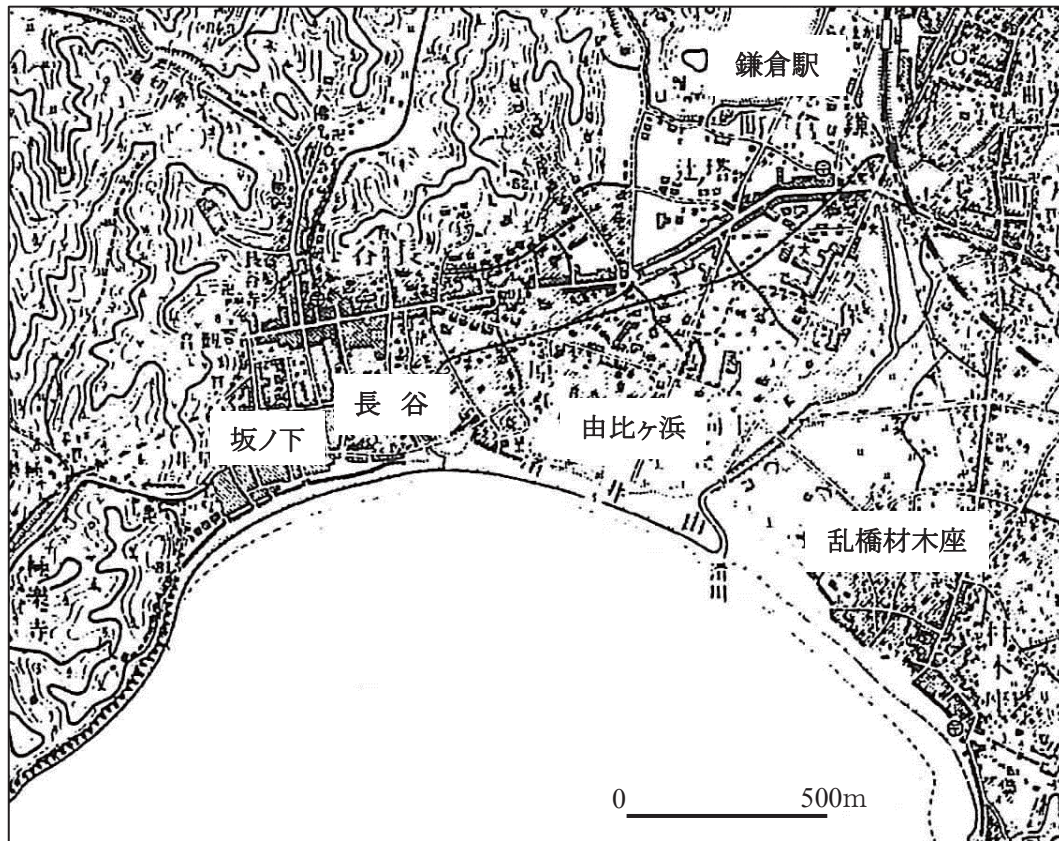


図1 大正10年頃の鎌倉町周辺

(大正十年測図大正十三年六月二十五日発行 2万5千分の1地形図「鎌倉」より)

この鎌倉町における被害をまとめたのが表2である。数値をみると、全潰が1455戸、半潰1549戸、埋没8戸、全焼443戸、半焼2戸、流失113戸であり、町の全戸数のうち約85%が何らかの被害を受けた。そして、一般の家屋はもとより、道路、町役場、学校、鉄道、駅、そして古社寺とその仏像などの重宝の多くが破損したとされる⁸⁾。例えば鶴岡八幡宮桜門及下拝殿、極楽寺、高德院(大仏)、宝戒寺が被害を受けた。また、90余名の著名人の別邸も被災したとされている。

鎌倉町でも火災による被害は大きく、長谷で102戸、由比ヶ浜で105戸、小町で158戸、雪ノ下で76戸が全焼し、町内の繁華街が広く焼失した。そして、津波による被害は、坂ノ下で53戸、長谷で30戸、乱橋材木座で30戸と倒潰や火災による被害と比較すると少なかったものの、2度にわたって津波は襲来したとされる。特に第2波の波高は、6mも9mともいわれ、鎌倉町の海岸付近を襲い、家屋と共に多くの漁船、漁具に損害が出た。加えて、「神奈川県震災誌」によれば、由比ヶ浜付近では約100名が海水浴をしていたが、その生死はわからないとしている⁹⁾。ただ、鎌倉市史ではこの日が天候不良であったため、殆ど海水浴客はいなかったとしており、情報が錯綜している。それでも、数は定かではないものの、海水浴客にも被害が及んだことだけは間違いない

であろう。

表 2 関東大震災における鎌倉町での字別被害戸数

字名	全戸数	全潰	全焼	流失	死者数
十二所	40	3	—	—	2
浄明寺	40	10	—	—	5
二階堂	106	11	—	—	2
西御門	43	8	—	—	1
雪ノ下	432	229	76	—	37
扇ガ谷	192	70	1	—	17
小町	435	123	158	—	43
大町	527	196	—	—	21
由比ヶ浜	662	176	105	—	74
乱橋材木座	607	250	1	30	59
長谷	553	161	102	30	92
坂ノ下	361	161	—	53	52
極楽寺	185	57	—	—	7
合計	4183	1455	443	113	412

(鎌倉市市史編纂委員会(1994)、p.328 表 41 を元に作成)

以上のように、関東大震災における神奈川県での被害は激しく、特に相模湾に面していた鎌倉町では、倒潰、火災、津波によって多くの人々が被災した。

4. 鎌倉市長谷、坂ノ下における被災地

関東大震災により被災した鎌倉町について、先の研究方法に基づき、特に被害の大きかった、長谷、坂の下周辺の土地台帳を確認した。その結果、関東大震災による免租地を確認することができた。

ただし、これまで確認してきた免租記録とは異なる記述が見受けられた。それは、「大正十三年法律第四号ニ依り大正十二年第二期分地租免除」というもので、第 2 章で述べた免租記録の記述方法とは異なるものであった。

この「大正十三年法律第四号」とはどのようなものか調べたところ、法律の件名は「震災被害地ノ地租免除等ニ関スル件」であり、内容は次のとおりである¹⁰⁾。

「...略...法律第四号 第一条 大正十二年九月一日ノ震災(之ニ伴フ火災又ハ海ヲ含ム)ニ因リ著シク利用ヲ妨ケテタル土地ニシテ地租条例第二十条ノ規定ノ適用ナキモノニ付テハ其ノ実況ニ應シ命令ノ定ムル所ニ依リ大正十二年ヨリ五年以内其ノ地租ヲ免除スルコトヲ得但大正十二

年宅地租第一期分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス...略...

すなわち、1924(大正 13)年に公布された法律第 4 号とは、関東大震災で著しく被災した土地であるにも関わらず、地租条例第 20 条の規定に適用されなかった土地については、その被害状況に応じて 5 年以内まで地租を免除するというものであった。

この記述は、先の例の他、「大正十三年法律第四号ニ依り大正十二年第二期分及全十三年分地租免除」、「大正十三年法律第四号ニ依り大正十二年第二期分及全三十四年分地租免除」、という場合もみられた。すなわち地租が免除された期間が被害状況に応じて異なっていたことを示している。

この法律第 4 号により免租された土地について、字長谷、坂ノ下のみ図示すると図 2 のようになる。こうしてみると、免租期間に違いがあるものの当該地域のほとんどがこの免租の対象となっていたことがわかる。免租地の数は長谷で約 150 筆、坂ノ下で約 130 筆であった。

当時の土地所有と建物の状況を踏まえる必要があるが、仮に一筆に建物一つと考えると、長谷の場合、全潰もしくは全焼した戸数は計 263 戸であり、そのうちの半数以上が免租の対象となったと考えられる。また坂ノ下の場合、全潰のみで 161 戸であったことから、ほとんどの土地が免租の対象となったと推測できる。また、これまでみてきた荒地免租地は面的に広がっていない場合が多く、免租されるか否かの違いについて検討すべき課題が多くあるが、この大正 13 年の法律第 4 号による鎌倉町長谷、坂ノ下の免租地は図 2 のように地域一面で認められた。



図 2 鎌倉町長谷、坂ノ下における免租地の凡その範囲

※●は荒地免租地

(大正十年測図大正十三年六月二十五日発行 2 万 5 千分の 1 地形図「鎌倉」、土地台帳より作成)

一方、坂ノ下の極一部の地域にのみ、いわゆる地租条例第 20 条で認められ免租された土地がみられた(図 2 参照)。の内容の一例を挙げると、「大正十二年十二月十五日許可十二年ヨリ十

五年迄荒地免租年期」となっており、さらに、「昭和二年八月三十一日許可四年迄荒地免租年期」と続けられていた。免租の期限がきたものの、土地の復旧が遅れていたためであろう。この土地は「昭和五年六月三十日復旧」と記載されていた。よって、復旧までに8年かかったとみられる。

このように、かなり甚大な被害を受けた土地のみ荒地免租地となったと考えられ、位置的にみて土砂災害の被害を受け土地の形状が全く変わってしまったためと推察される。

以上、我が国で最悪と言われるほどの規模の災害であった関東大震災において、家屋の倒潰や焼失という被害を受け、さらに津波被害を受けつつも、鎌倉町では地租条例に基づいて免租されたのはわずかであったと考えられる。やはり、火災による焼失や家屋の倒潰のみで土地の形状に大きな変化がなければ、荒地免租として認められなかったと推測される。ただし、その救済措置として、翌年の大正13年に法律第4号が制定され、公布されていた。その期間は荒地免租と比較すると短いものの、多くの被災地において認められ、わずかでも被災者を救済するものであった。一部の被災者だけではなく、期間は短くとも数多くの被災者を救済するものとなったともいえるだろう。

5. おわりに

本稿は、1923(大正12)年に発生した関東大震災で被災した地域のうち、鎌倉町を対象とし、その被災地域の復原が土地台帳の荒地免租の記録から可能か否かについて検討した。

その結果、建物の倒潰、火災による焼失、津波による流失という三重の被害を受けたのが鎌倉町のうち、長谷、坂ノ下地域では多くの土地が免租地となっていた。ただし、それはこれまで筆者が検討してきた地租条例や地租法により認められた荒地免租とは異なり、関東大震災を受けて制定された法律によって認められたものであった。その法律は、地租条例は適応されなかった、免租を認められなかった土地を対象としたもので、免租の期間はいわゆる荒地免租よりはるかに短いものであった。それでも、免租地の面的な広さから、多くの人々を救済するための措置であったと考えられる。

そして、土地台帳にはこのように災害に関わる記録が残されているのであり、それを活用すればかなり詳細な被災地域の分析ができるのである。

ところで、鎌倉町において免租された土地の被災時の地目はほとんど「宅地」であった。加えてそのなかには明治末期から大正初期、そして震災発生の数年前にかけて開墾し、地目を田や畑から宅地へと変更した土地が多く見受けられた。すなわち、鎌倉町において宅地化が進んでいたことがわかる。こういった都市化の進展が関東大震災による被害を大きくした可能性も否めない。

さらに、関東大震災の他にも北丹後地震でも地租法や地租条例とは異なり、新たな法律の制定によって免租が認められていた。そういった近代の災害救済措置について、土地台帳の記述から追っていくことも必要であろう。

本研究の手法は数多くの課題を抱えるものの、今後は、本稿をはじめ災害史が指摘するような災害復旧にまで注目することで、工学系の洪水対策研究の域にとどまらず、災害復旧時に求められる点やその社会背景といった問題を提示していく必要がある。それは、研究史上の進展とともに

に実際の災害対応へと提言へとつながるであろう。

注釈

- 1) 北原糸子編(2006)『日本災害史』吉川弘文館。田中 琢(1988)「災害史」『自然災害科学事典』築地書館、189～191 頁。
- 2) 桑原公德(1976)『地籍図』、学生社。同著(1999)『歴史地理学と地籍図』、ナカニシヤ出版。
- 3) 友次英樹(2007)『増補版 土地台帳の沿革と読み方』、日本加除出版。
- 4) 赤石直美(2009)「土地台帳に記された近代の自然災害への対応」、京都歴史災害研究 10 号、7～12 頁。
- 5) 大蔵省主税局編(1950)『地租便覧』(復刻版)、農林省農地局農地課、1950、68～78頁。
- 6) 武村雅之(2005)『手記で読む関東大震災』、古今書院。
- 7) 鎌倉市市史編纂委員会編(1994)『鎌倉市史 近代通史編』、吉川弘文館、1994。
- 8) 中西典明・谷口仁士(2011)「関東大震災による鎌倉の歴史文化遺産被害と復興」、歴史都市防災論文集5、209～216頁。
- 9) 神奈川県(1983)『復刻版 神奈川県震災誌』、神奈川新聞出版局。
- 10) 国立公文館 デジタルアーカイブ(2012 年 2 月 22 日閲覧)
http://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/Detail_F000000000000002887

参考文献

- 赤石直美(2007)「地籍図・土地台帳を用いた水害被災地の復原—京都市左京区大原上野を例に一」、歴史都市防災論文集 Vol.1、51～54 頁。
- 赤石直美(2010)「土地台帳・地籍図を用いた濃尾地震による被災地の復原」、京都歴史災害研究、11 号、41～44 頁。
- 小林 茂・磯 望(2001)「趣旨説明(シンポジウム 災害・防災への歴史地理学的アプローチ)、歴史地理学43-1、1～3頁。
- 税務大学校税務情報センター租税史料室(2007)『地租関係史料集Ⅱ ～田畑地価調査から臨時宅地賃貸価格修正まで～』、税務大学校税務情報センター租税史料室、228～245頁。
- 羽島徳太郎他(1973)「南関東周辺における地震津波」、関東大震災50周年論文集、57～66頁。